

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
奈良市	都祁南之庄町北西地区	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.0 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向: 活用したい40%、条件があれば活用したい29%、活用したくない0%、判断できない31%、無回答0%	

注1: ③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

基盤未整備圃場が多く変形地も多い。水田であるにもかかわらず池水のみ利用のため水が不足し、圃場までなかなか水がこない。西側河川(水路)は地域でも下流の方に位置し土砂が載積しやすく台風時や豪雨の際は河川(水路)が氾濫しそうになる。現状2経営体が主として担っているため、持続的な農地利用に不安がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

水田利用する農地は中心経営体が担う。畑利用する農地については中心経営体が担う他、外部からの受け入れも積極的に行うとともに高収益作物及び施設園芸へのシフトも検討し持続的な農地の活用を促す。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化及び受け手が営農の継続が困難になった場合に、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、原則として機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 水稻の土地利用以外に、高収益作物のトマト・イチゴ・ほうれん草などの施設園芸作物の生産に取り組む為に農地所有者の理解及び、新規就農者等が参入しやすい環境作りを進めていく。</p>
<p>災害対策への取組方針 台風、豪雨等の水害による河川(水路)の氾濫を防ぐために数年に一度は重機を用いて水路内の土砂を取り除けるよう地域・自治体等に要請又は自らできるように取り組む。</p>
<p>有害獣被害防止対策の取組方針 当人・農地プラン範囲内においては被害はまだないものの、近くの圃場では特に鹿・猪による被害がある。そのため今後は侵入防止柵の構築等にも取り組んでいく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。